

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 4月22日提出

湯田町沢内村合併協議会
会長 細井洋行

慣行の取扱いについて

1. 町村章・旗は合併の日までに定める。
2. 町村の花・木・鳥、町村民憲章は、新自治体において定める。
3. 宣言については、新自治体において検討する。
4. 表彰条例及び名誉町村民条例は、新自治体において定める。
5. 両町村の被表彰者及び沢内村名誉村民は、新自治体に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認



湯田町沢内村合併協議会の調整方針

(提案 協議第25号関係)

提案項目	慣行の取扱いについて	協議項目No.	19
調整内容	1. 町村章、旗は合併の日までに定める。 2. 町村の花・木・鳥、町村民憲章は、新自治体において定める。 3. 宣言については、新自治体において検討する。 4. 表彰条例及び名誉町村民条例は、新自治体において定める。 5. 両町村の被表彰者及び沢内村名誉村民は、新自治体に引き継ぐものとする。	小委員会名称	総務企画小委員会

【参考資料】

1. 現況

	湯田町	沢内村
1 町村章	 <p>湯田町の「ゆ」の字を図案化し、太い2本の斜線はダムを表し、円は円満、協調を、円内の白い部分は、雪を表していると解する。 (昭和39年8月1日制定)</p>	 <p>サウウチのサを図案化し、円型にしてワを表現突き出した翼に飛躍と発展を円型で平和団結を象徴したもの。 (昭和32年11月1日制定)</p>
2 町村の花・木・鳥	花：つつじ 木：ぶな 鳥：やまどり (昭和58年9月1日制定)	花：カタクリ 木：ブナ 鳥：カッコウ (平成元年10月1日制定)
3 町村旗	寸法 横145cm 縦104cm 色名別 旗地 濃い青 (Deep Blue) 町章 赤味黄 (Reddish Yellow) 町名の書体 太ゴシック体 (白色抜き) (昭和39年8月1日制定)	寸法 横150cm 縦104cm 色名別 旗地 濃いみどり 村章 白色抜き (村名なし) (昭和41年6月1日制定)

	湯田町	沢内村
4 町村民憲章	<p>緑と温泉と雪のまち</p> <p>湯田町町民憲章</p> <p>この土地は、わたくしたちの先祖が、はるかな昔から厳しい自然の中で大地をたがやし、地下資源と山の幸の恵みを受け、独自の文化を育ててきたところです。</p> <p>いまわたくしたちは、世界につらなるこの町をよりよくすることで、ひとりひとりが幸せになることを信じ、願いをこめてここに町民憲章を定めます。</p> <p>一 自然を尊重し、その恵みを正しく受けて、豊かな町をつくれます。</p> <p>二 困難に負けぬ、知恵を育て、力をきたえ、いきいきした町にします。</p> <p>三 たがいに思いやるあたたかな心をまもり育て、魅力のあるくらしやすい町を築きます。</p> <p>四 みんなで心をあわせ、明るく清潔な、よい生活環境の町にします。</p> <p>五 伝統をふまえ、未来をみつめ、そこから若い力がそだつ希望のある町を築きます。</p> <p>(昭和58年9月1日制定)</p>	<p>わたくしたち沢内村民は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生命の尊さを基本とし、すすんで健康づくりにつとめます。 2 恵まれた自然をたいせつにし、美しいふるさとを愛します。 3 教養を高め、勤労に励み、かおり高い文化の里をつくりまします。 4 互いに協力しあい、きまりを守り、心あたたかい村をつくりまします。 5 青少年の健全育成につとめ、高齢者を敬い、明るい家庭をつくりまします。 <p>(平成元年10月1日制定)</p>
5 宣言	<p>1. 宣言</p> <p>「明るく正しい選挙の町」宣言 昭和42年3月17日</p> <p>「交通安全宣言の町」宣言 昭和43年9月25日</p> <p>「納税完納の町」宣言 昭和46年12月22日</p> <p>「青色申告の町」宣言 昭和46年12月22日</p> <p>2. 決議</p> <p>非核自治体宣言に関する決議 平成7年6月21日</p>	<p>1. 宣言</p> <p>なし</p> <p>2. 決議</p> <p>非核平和の村宣言に関する議決 平成10年6月24日</p>
6 表彰	湯田町表彰条例、湯田町表彰規則、湯田町表彰要領 湯田町顕彰規程	沢内村表彰条例、沢内村表彰規則、沢内村表彰要領
7 名誉町村民	定めなし	<p>沢内村名誉村民条例 平成11年3月9日</p> <p>《待遇及び特典》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 村の公の式典への参列 (2) 村の施設の使用に関する使用料の減免 (3) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4) その他村長が必要と認める待遇 <p>《沢内村名誉村民》</p> <p>加藤新平氏(故人)</p>

2. 先進事例

自治体名称	合併期日	関係町村数	調整内容
東京都 西東京市	平成 13 年 1 月 21 日	2 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章は、新市において、調整する。 2 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。
熊本県 あさぎり市	平成 15 年 4 月 1 日	1 町 4 村	<p>町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌、及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。</p> <p>宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</p>
石川県 かほく市	平成 16 年 3 月 1 日	3 町	新市の市章、市の花・木・鳥、市民憲章、市の歌、市の踊り、市のキャチフレーズ、市のキャラクターマークは、新市において検討する。
広島県 <small>みよし</small> 三次市	平成 16 年 4 月 1 日	1 市 3 村 4 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 市章（市旗）については、新市において新たに定める。 2 . 市の木、市の花、市の鳥等については、新市において新たに定める。 4 . 平和・非核に関する宣言については、新市において新たに宣言を行う。 5 . 表彰条例は、新市において新たに制定する。 6 . 名誉市民条例については、新市において新たに制定する。
徳島県 <small>かいようちよう</small> 海陽町 (海部下灘合併協議会)	平成 17 年 3 月 1 日 (予定)	3 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町章については、合併までに調整し、新町において定めるものとする。 2 町の木、花、鳥、町民憲章、宣言については、新町において調整するものとする。 3 表彰、名誉町民表彰については、新町において定めるものとする。ただし、名誉町民は新町に引き継ぐものとする。
北海道 十勝中央合併協議会	平成 17 年 3 月 31 日 (予定)	1 町 2 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 町章、町民憲章については、新町において制定する。 2 町の木・花・鳥、町歌、宣言については、新町において調整する。 3 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。 4、5 略